

令和 4 年度

白馬村下水道事業 の収支及び経営状況について

目次

1 公営企業会計とは？	1
2 決算とは？	2
3 公営企業会計の予算について	3
4 白馬村下水道事業の収入と支出について	4
5 借金はどのくらいあるの？	8
6 有収水量と下水道使用料収入の推移は？	9
7 汚水を処理するためには、経費はどのくらいかかるの？	10
8 他市町村との比較について	11
9 減価償却費と長期前受金戻入	14
10 用語集	16

1 公営企業会計とは？

(1) 地方公営企業とは？

白馬村下水道事業は、「白馬村水道事業及び下水道事業条例」に基づき、「公衆衛生の向上」や「水域の水質保全」のために設置された事業です。事業を行うために、白馬村などの地方公共団体が経営する企業活動を「地方公営企業」と呼びます。会計方式は、通常の一般会計（官公庁会計）と異なる「公営企業会計」を導入しています。

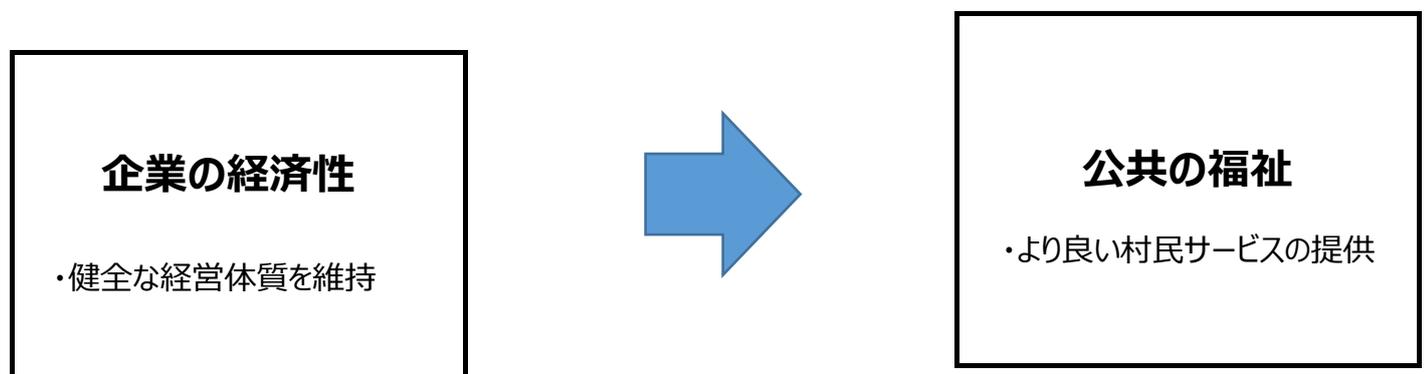
地方公営企業について定めている地方公営企業法には、以下のような条文があります。

地方公営企業法

第三条 地方公営企業は、常に**企業の経済性**を發揮するとともに、その本来の目的である**公共の福祉**を増進するように運営されなければならない。

(2) 企業の経済性と公共の福祉の関係は？

この2つは、両天秤に掛けられた矛盾する関係ではありません。むしろ、企業の経済性を發揮し、下水道事業の健全な経営体質を維持することが、より良い村民サービスの提供につながります。



(3) 企業会計のメリットは？

・財政状況をより分かりやすく把握できる

企業会計では、財政状態について、1年間の現金の出入りだけではなく、「資産」や「負債」など、実際には現金の出入りを伴わないものも含めて管理します。そのため、一般会計より分かりやすく、財政状態を把握できるようになります。

・透明性の高い情報公開が可能になる

公営企業会計の方法で、より分かりやすく財政状態を把握することが可能になった結果、経営分析が容易になり、より多角的で透明性の高い情報公開が可能になります。また、下水道使用料の算出根拠も明確になります。

2 決算とは？

(1) 公営企業会計の決算って？

決算とは、1年間に入ってきたお金（収入）と出ていったお金（支出）をまとめて、村民の方々に報告するものです。

(2) 令和4年度決算はどうだったの？

令和4年度の白馬村下水道事業会計の決算は、日々の経済活動に必要なお金を意味する収益的収支においては、約4億9,000万円（税抜）の収益に対し、約4億6,500万円（税抜）の費用が掛かりました。差し引いた当年度純利益は約2,500万円になりました。

一方、下水道施設の建設・改良を行ったり、借金を返済したりするためのお金（資本的収支）は、財源として約3億5,600万円の収入に対して約4億7,200万円の支出があり、収支の不足額約1億1,600万円については過年度分損益勘定留保資金等で補いました（補てん財源）。

3 公営企業会計の予算について

(1) 収益的収支と資本的収支とは？

「公営企業会計」では、予算の構成上、「**収益的収支**」と「**資本的収支**」の、二本立てとなっています。それぞれの特性を端的に述べると、収益的収支は「**現在のために使うお金**」であり、資本的収支は「**将来のために使うお金**」であると言えます。

・**現在のために使うお金 = 収益的収支**

下水道施設を動かして、汚水を集めて処理を行う事は、現在の人々のために行っていることであり、それに伴う維持管理費や、1年間の施設の使用分である減価償却費は、収益的収支に分類されます。また、現在下水道を使用している方々からいただいている使用料収入も、収益的収支であると言えます。

・**将来のために使うお金 = 資本的収支**

「将来」というのは、一年後二年後の「すぐ先」から、子供や孫の世代の「ずっと先」までを言い、新しいポンプ場の築造や、下水道施設の整備・改良に使うお金が挙げられます。整備された下水道施設は、今後長期間に渡って、安定的な汚水処理を担っていくからです。また、これらの施設の整備・改良のために借りた企業債による収入や、その償還金も、資本的収支に分類されます。

・**予算をなぜ二本立てにするのか**

下水道施設の整備・改良には多額の資金を必要とします。その改良に要した経費を建設した年度に一括して費用にしてしまうと、その年度だけ巨額の赤字が発生することとなり、1年間の正確な利益が算出できません。このため、1年を超えて将来のために使うお金を資本的収支として整理し、現在のために使うお金である収益的収支とは区別することが、地方公営企業の経理において重要な決まりになっています。

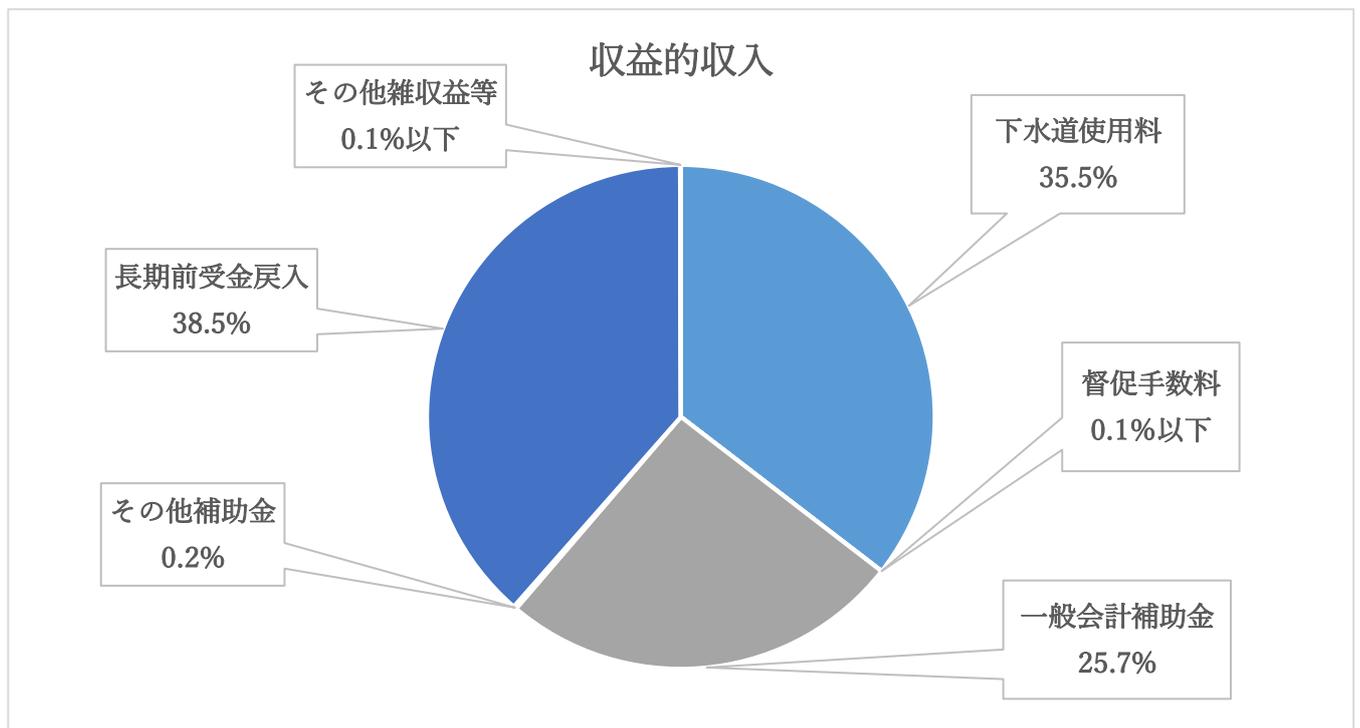
4 白馬村下水道事業の収入と支出について

(1) 収益的収入ってどんなもの？

令和4年度決算のうち、まずは収益的収支の入ってきたお金（収入）について見てみます。
(単位：円 税抜 %)

内 容	金 額	割 合
下水道使用料	173,802,659	35.5
督促手数料	101,360	0.1 以下
一般会計補助金	126,080,000	25.7
その他補助金	970,000	0.2
長期前受金戻入	188,676,123	38.5
その他雑収益等	233,617	0.1 以下
合 計	489,863,759	100.0

村民の方々に納めていただいている下水道使用料が下水道事業全体の収入の約35%、村からの一般会計補助金が約26%を占めていることから、白馬村の下水道事業は主たる営業収入だけでは経営が成り立たず、補助金によって経営を営んでいることがわかります。



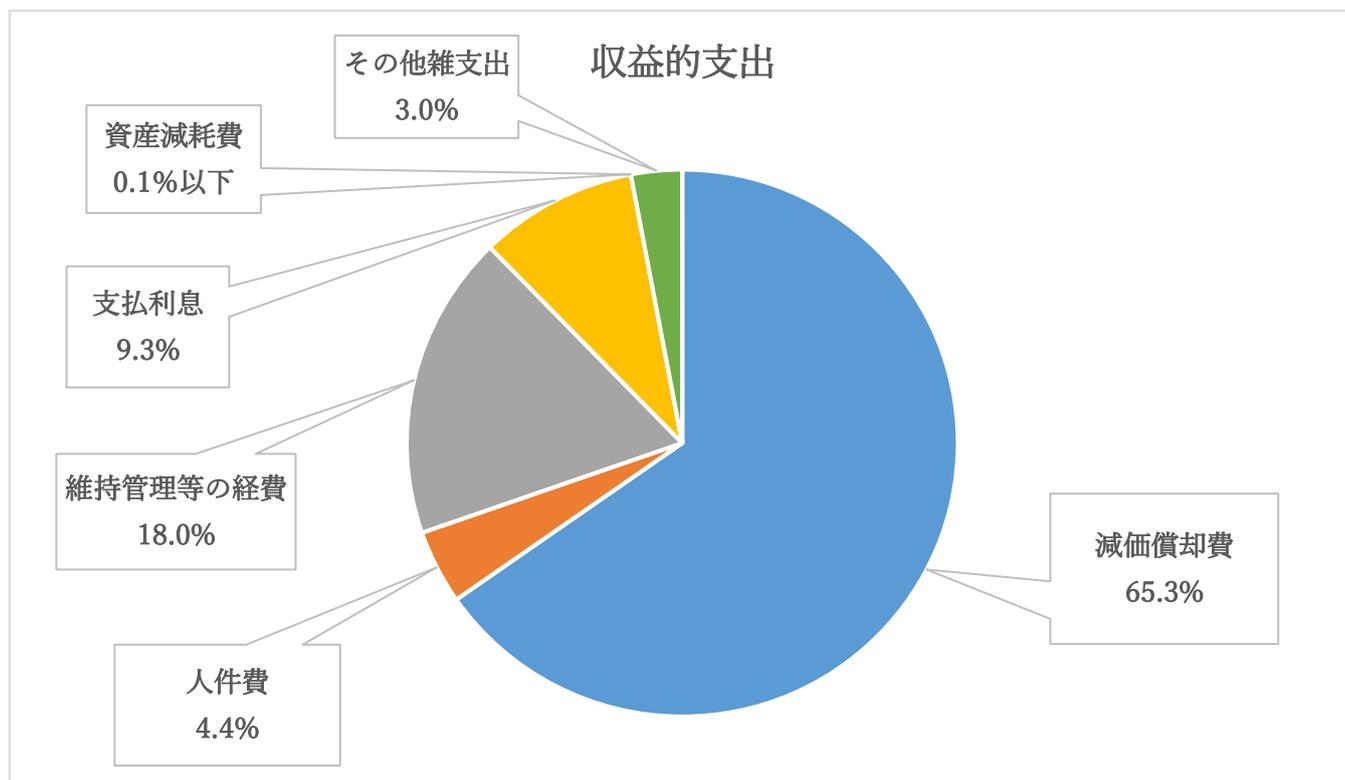
(2) 収益的支出ってどんなもの？

続いて、令和4年度決算の収益的収支の出たお金（支出）について見てみます。

(単位：円 税抜 %)

内 容	金 額	割 合
減価償却費	303,491,697	65.3
人件費	20,352,197	4.4
維持管理等の経費	83,736,147	18.0
支払利息	43,272,460	9.3
資産減耗費	7,553	0.1 以下
その他雑支出	13,915,115	3.0
合 計	494,775,169	100.0

下水道事業の支出のうち、6割以上を占めるのは「減価償却費」という現金支出を伴わない費用になります。それ以外の支出では維持管理等の経費、支払利息の割合が高くなっています。



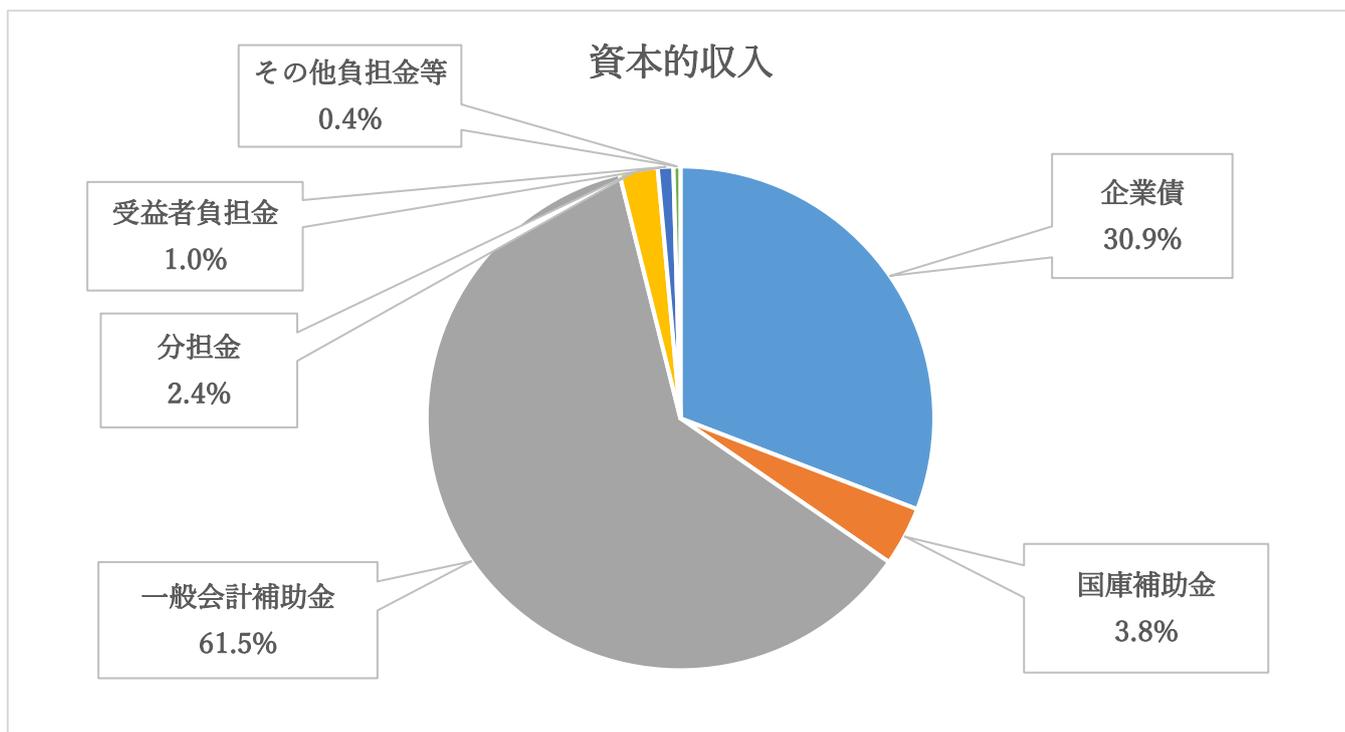
(3) 資本的収入ってどんなもの？

次に、資本的収支の入ってきたお金（収入）を見てみます。

(単位：円 税抜 %)

内 容	金 額	割 合
企業債（平準化債）	110,000,000	30.9
国庫補助金	13,500,000	3.8
一般会計補助金	219,000,000	61.5
分担金	8,672,100	2.4
受益者負担金	3,522,700	1.0
その他負担金等	1,585,822	0.4
合 計	356,280,622	100.0

資本的収入は下水道施設の建設や改良を行うための財源となる収入です。主なものは一般会計補助金と企業債（借金）で9割以上を占めます。その他に国からの補助金や加入分担金、受益者負担金等となっています。



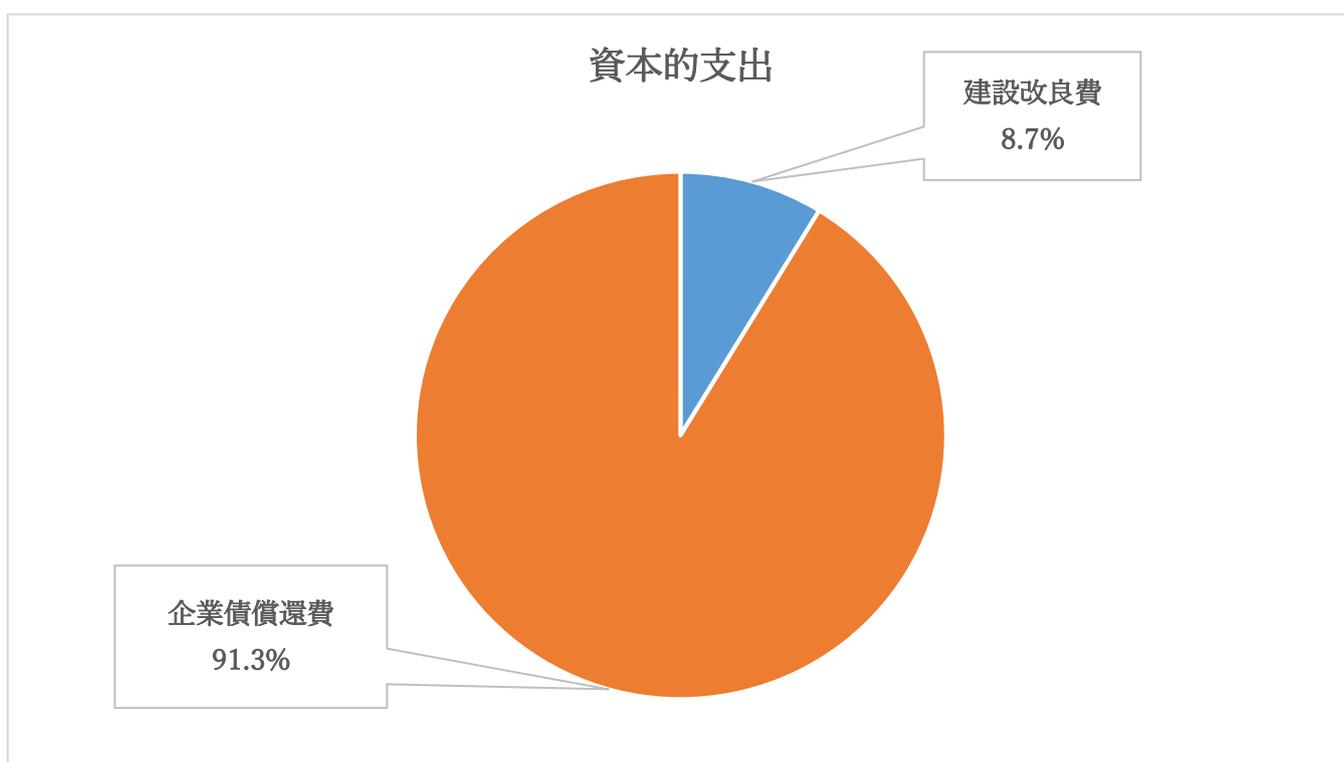
(4) 資本的支出ってどんなもの？

最後に、資本的収支の出たお金（支出）について見てみます。

(単位：円 税抜 %)

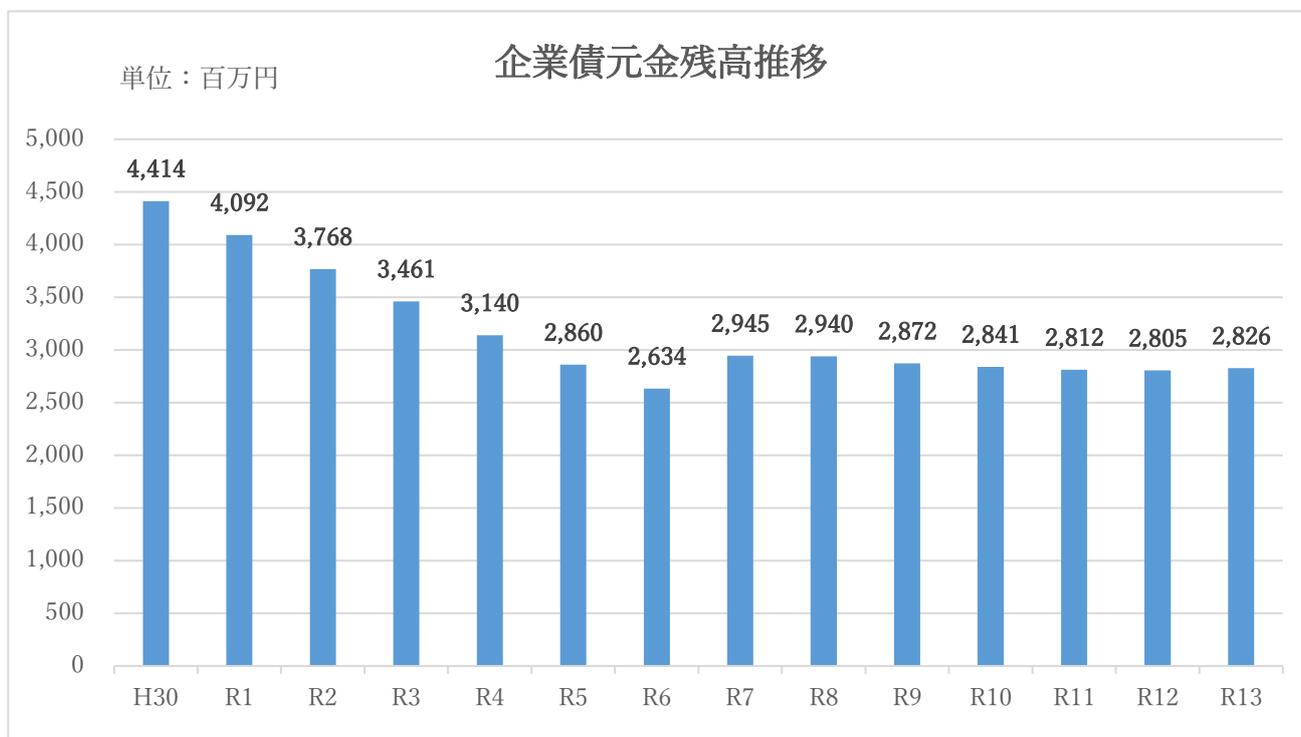
内 容	金 額	割 合
建設改良費	41,267,341	8.7
企業債償還金	430,679,980	91.3
合 計	471,947,321	100.0

資本的支出とは、下水道施設の建設や改良、企業債（借金）の償還にかかったお金を言います。資本的支出で支払われた費用は後年度に減価償却費として収益的収支に費用として計上されます。



5 借金はどのくらいあるの？

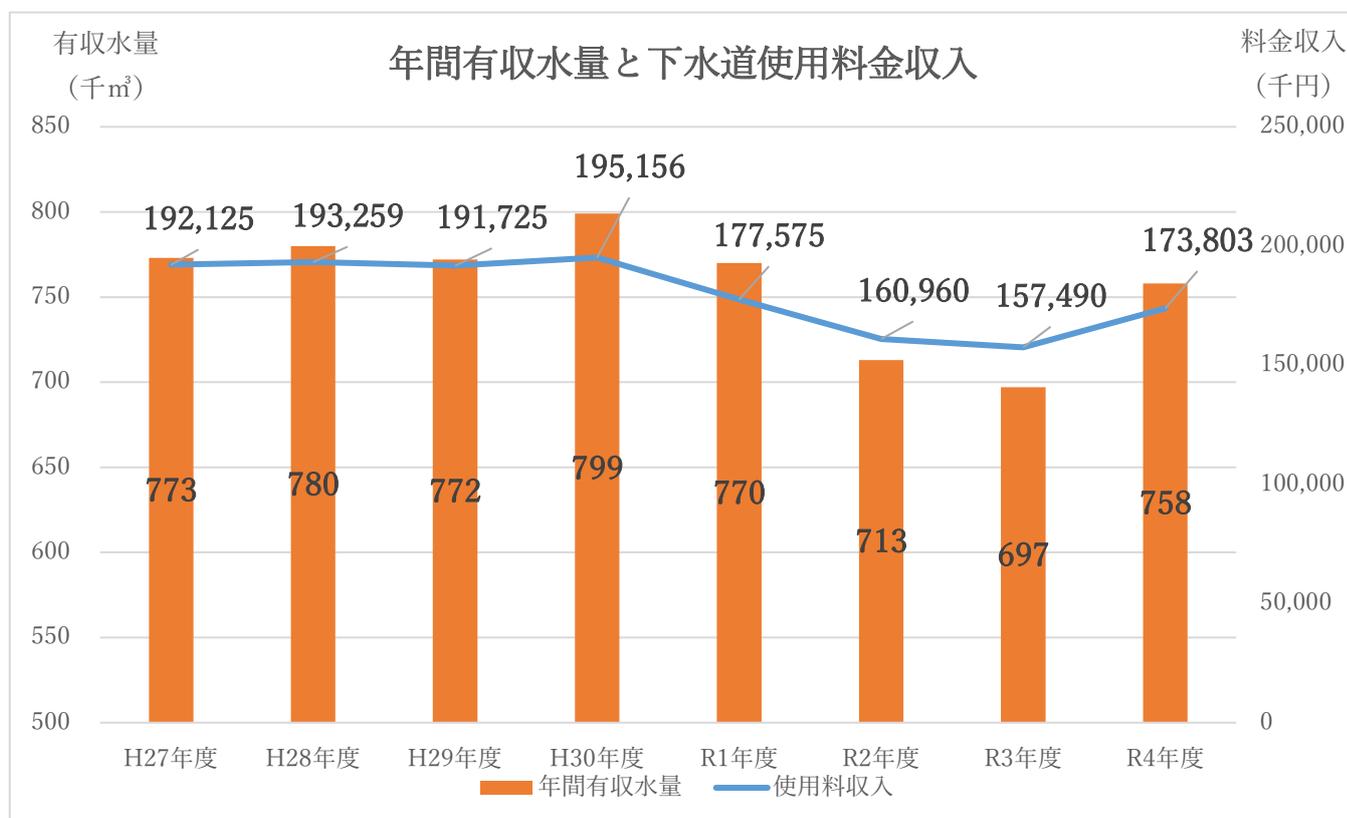
施設や設備の更新には多額の費用がかかることから、企業債（借金）の新規の借入れを行っております。白馬村下水道事業の企業債（借金）はどのくらい残っているのか、また今後の推移について見ていきたいと思ます。



令和4年度の企業債の残高は、過去の借入金の返済が進み、31億4千万までに圧縮されています。しかしながら、老朽化する下水道施設の機能を維持していくために、管路更新や設備更新として、毎年1.5億円の投資を計画しています。また、し尿投入施設の建設事業として令和6～8年度に合計で約10億円、浄化センターの耐震化事業として令和6・7年度に合計で約1.1億円の投資が計画されています。これらの管路更新や施設整備を実施するために、今後は毎年の企業債の新規借入れを増額する必要があることから、企業債残高はほぼ横ばいのまま推移していく見込みです。

6 有収水量と下水道使用料収入の推移は？

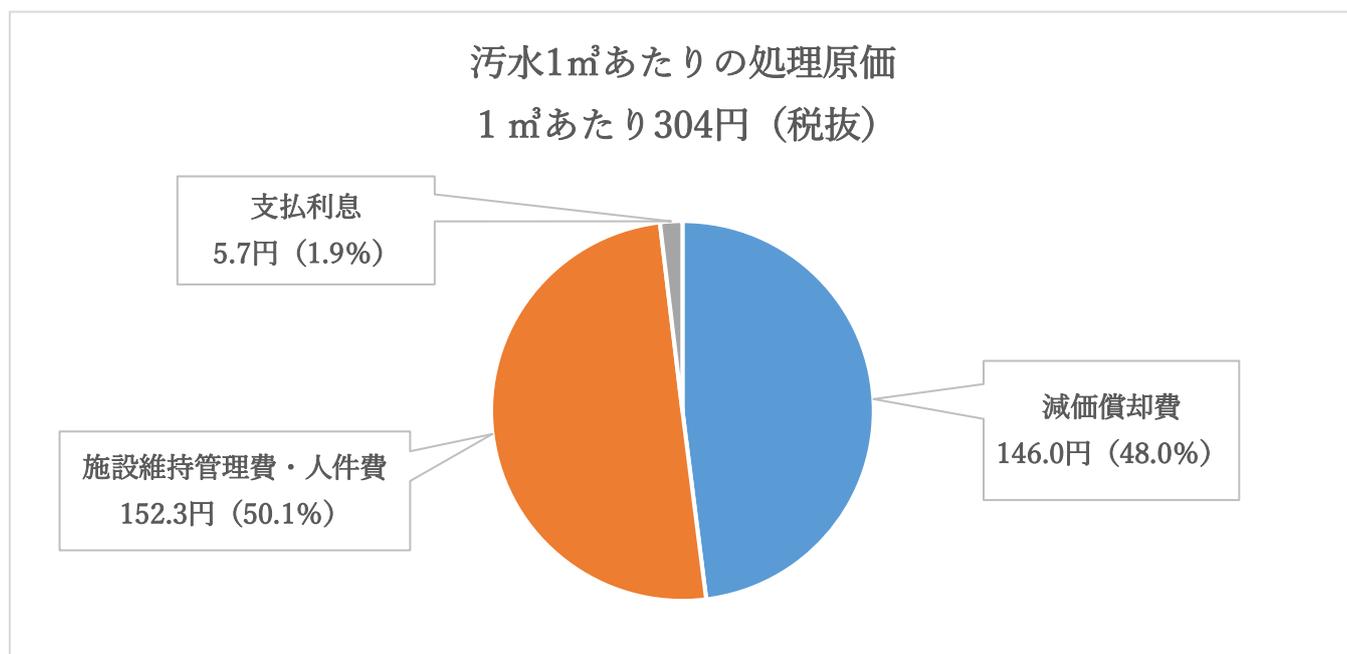
有収水量(※)と下水道使用料収入の年度ごとの推移は下のグラフのとおりです。
棒グラフは有収水量を、折れ線グラフは料金収入をそれぞれ表しています。



※有収水量とは？ 有収水量とは、下水道使用料収入の対象となった水量のことを言います。(温泉や地下水等の水道メーター以外のメーター数値が加算されています。)

有収水量と料金収入は、給水人口の減少と節水社会の進展により減少傾向にあります。白馬村の料金収入は、観光客の入込数にも大きく影響されます。コロナ禍の影響により令和2年度・3年度は、令和元年度に比べて10%程度の減となりましたが、令和4年度はコロナ禍から回復の兆しが見え、令和元年度に比べて約2%の減に留まりました。

7 汚水を処理するために経費はどのくらいかかるの？



汚水を処理するためにかかる経費は、大きく分けて「減価償却費」「施設維持管理費・人件費」「支払利息」の3つが挙げられます。

○減価償却費・・・下水道施設の1年間の価値減少分

※減価償却費からは長期前受金戻入分を控除しています。

○施設維持管理費・人件費・・・下水道施設の日々の運転管理・保守や上下水道課に勤務している職員の人件費に係る費用

○支払利息・・・施設を建設・改良するために借り入れた企業債の利息

このうち、施設維持管理費と人件費が全体の約50%を占めており、水道の給水原価における同費用の105.3円と比べて経費が掛かってきたことや、減価償却費も全体の48%を占めており、水道の給水原価における同費用の59.3円と比べて高額となっているために、下水道施設の建設や改良には、多額の資金が必要になることがわかります。

※汚水1 m³あたりの処理原価 = 汚水を処理するために係る費用 ÷ 有収水量

8 他市町村との比較について

(1) 下水道使用料は他と比べて高い？安い？（令和4年度数値）

大北地域

税込み（単位：円）

	料金体系	口径：13mm									
		基本水量 (m ³)	基本料金	超過料金	10m ³	(順位)	20m ³	(順位)	30m ³	(順位)	
1	白馬村	10	1,870	187~352	1,870	3	3,740	2	5,610	2	
2	小谷村	10	2,095	189~220	2,090	5	3,980	4	5,870	3	
3	池田町	10	2,046	241	2,040	4	4,450	5	6,860	5	
4	松川村	10	1,430	176~220	1,430	1	3,190	1	4,950	1	
5	大町市	10	1,705	209~286	1,700	2	3,790	3	5,990	4	
平均		—	1,829.2	—	1,826.0	—	3,830.0	—	5,856.0	—	

県内類似団体（処理区域内人口3万未満、処理区域内人口密度25人/ha未満、供用開始後年数15年以上30年未満）

	料金体系	口径：13mm									
		基本水量 (m ³)	基本料金	超過料金	10m ³	(順位)	20m ³	(順位)	30m ³	(順位)	
1	白馬村	10	1,870	187~352	1,870	5	3,740	7	5,610	7	
2	駒ヶ根市	0	1,100	99~224	2,090	11	3,300	2	4,990	3	
3	大町市	10	1,705	209~286	1,700	3	3,790	8	5,990	11	
4	飯山市	5	1,474	113~236	2,030	9	3,610	5	5,330	6	
5	軽井沢町	10	1,430	143~275	1,430	1	2,140	1	4,400	1	
6	御代田町	10	2,200	220~308	2,200	12	4,400	15	6,710	16	
7	富士見町	10	1,980	209~242	1,980	7	4,070	13	6,210	13	
8	箕輪町	0	1,815	99~236.5	2,805	14	3,938	10	5,203	4	
9	飯島町	用途別	0	1,650	107~182	2,827	15	4,004	12	5,220	5
10	南箕輪村	0	1,177	117.7~235.4	2,354	13	3,531	3	4,708	2	
11	中川村	用途別	0	1,980	154~264	3,520	18	5,060	18	6,820	17
12	高森町	8	1,424	199~261	1,822	4	3,813	9	5,804	9	
13	上松町	10	1,897	167~225	1,897	6	3,734	6	5,824	10	
14	木曾町	10	1,980	180~264	1,980	7	3,960	11	6,160	12	
15	池田町	10	2,046	241	2,040	10	4,450	16	6,860	18	
16	坂城町	10	1,540	170.5~192.5	3,245	16	4,950	17	6,655	15	
17	信濃町	8	1,320	187~253	1,690	2	3,560	4	5,650	8	
18	南佐久環境衛生組合	16	3,300	不明	3,300	17	4,224	14	6,534	14	
平均		—	1,515.8	—	1,824.0	—	3,316.0	—	5,264.0	—	

※料金体系【用途別】は「事業所等」の金額を記載しています。

※実際の請求金額は10円未満切り捨てとなる市町村が含まれています。

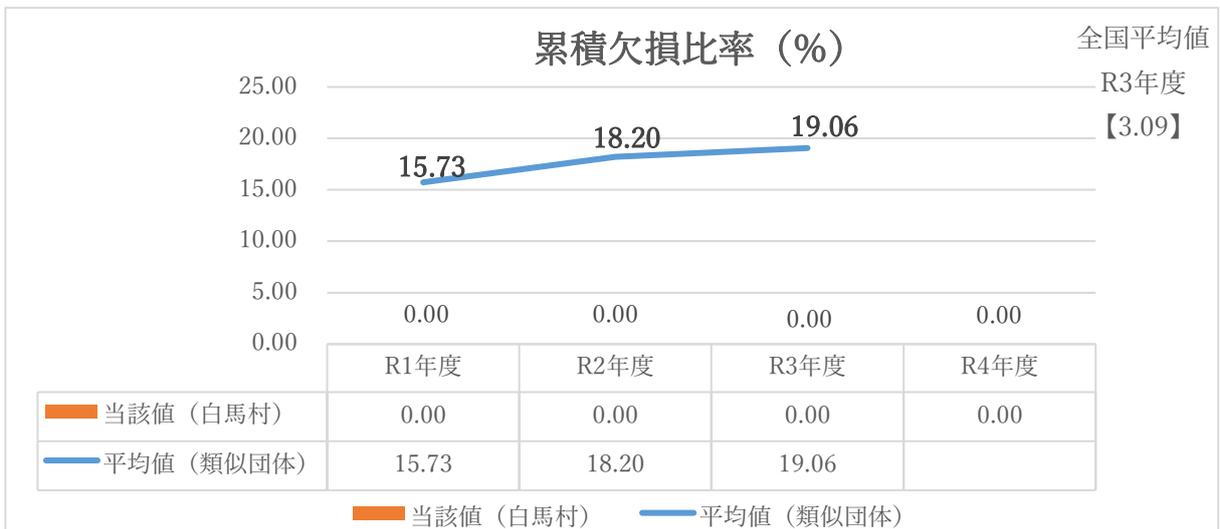
- * 上記料金は、総務省の地方財政状況調査（地方公営企業決算状況調査）及び各市町村のホームページ等により、独自に調査・算出した令和4年度数値
- * 白馬村は供用開始後30年となり令和4年度総務省発表から類似団体区分が変わる予定ですが、今回は令和3年度総務省発表済みの類似団体を選択
- * 1ヶ月あたり、税込みで算定
- * 順位は水量ごとの金額の低い方から表示（昇順）

(2) 経営成績はいい？悪い？（令和3年度数値）

公営企業は、下のような分析表を用いることによって、経営状況を分かりやすく表すことが出来ます。

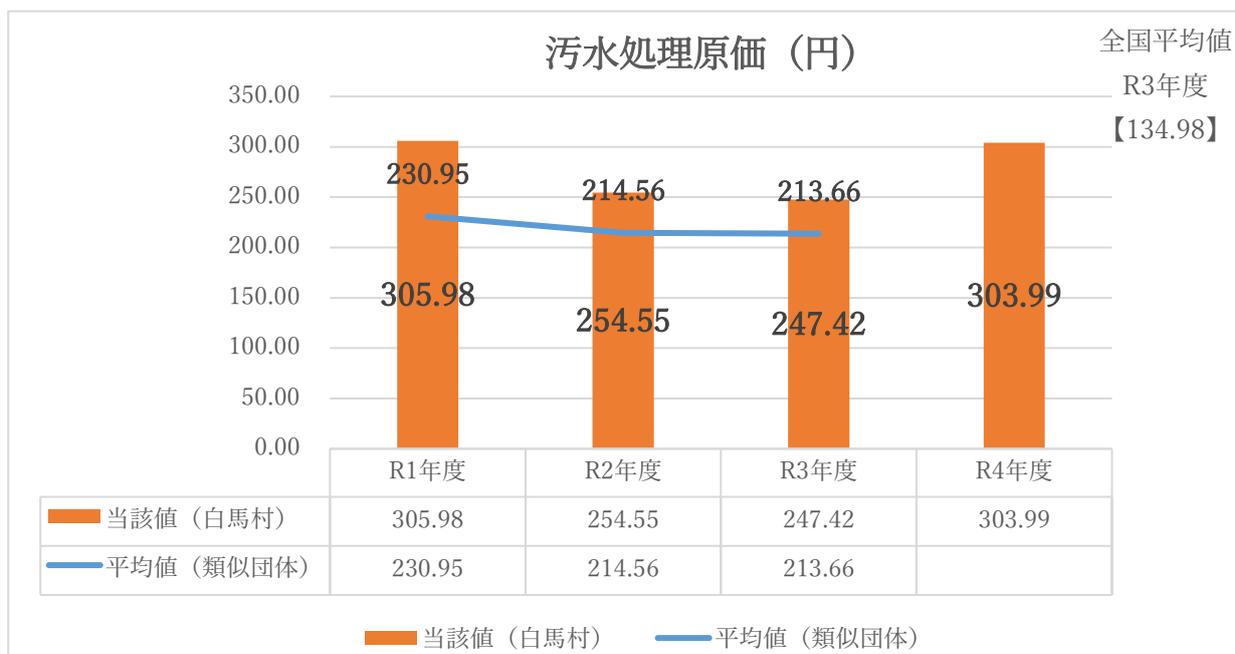


経常収支比率とは、経常費用に対する経常収益の割合を表すもので、100%以上を示す必要があります。数値が100%未満の場合は、単年度赤字を計上していることになります。経常収支比率は、企業の経常的な活動における収益性を表し、経営状況を判断する重要な指標となっています。

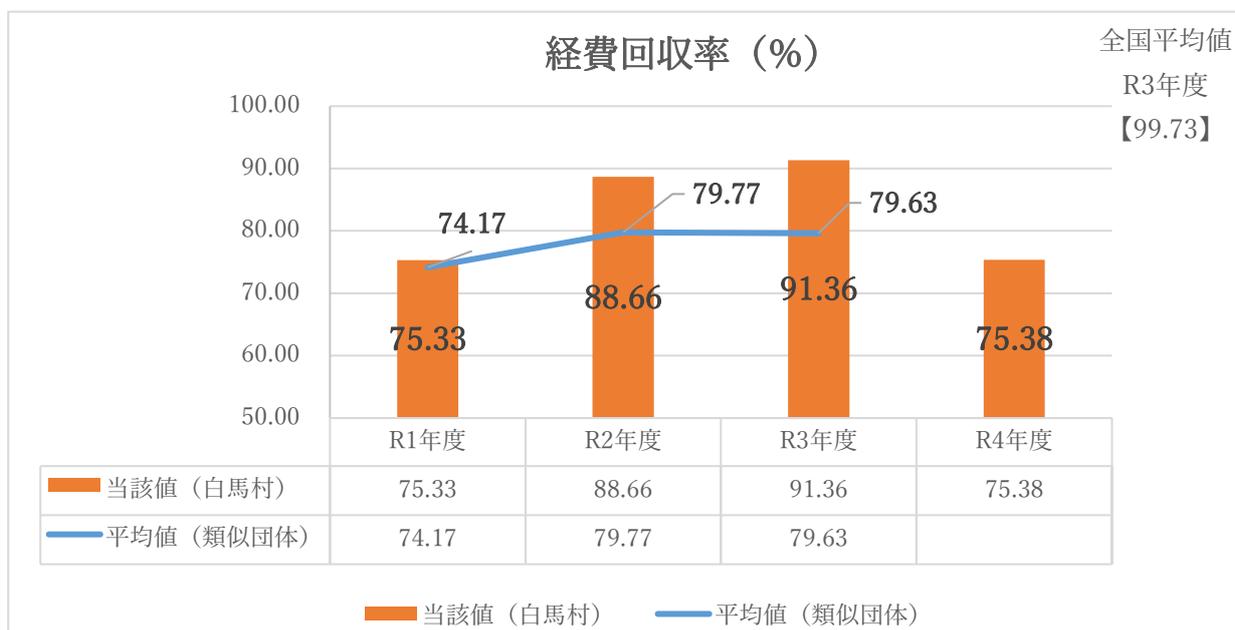


累積欠損比率とは、営業活動によって生じた損失で、複数年度にわたって累積した損失（累積欠損金）が営業収益に対してどの程度あるかを示した指標です。

0%であることが求められており、それ以上を示していると累積した欠損金があるということになります。



有収水量 1 m³あたりの汚水を処理するのに、どの程度の費用が掛かっているのかを表す指標です。汚水処理単価（有収水量 1 m³あたりの料金収入）より下回っている必要があります。

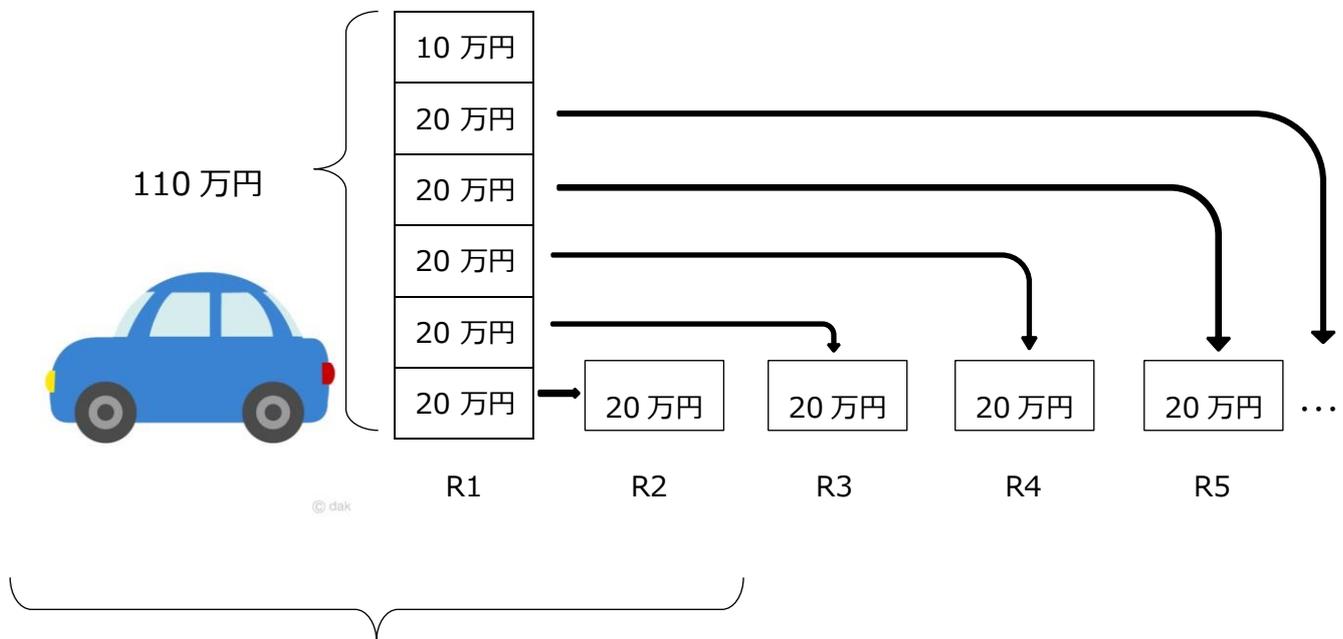


経費回収率は、汚水処理にかかる費用がどの程度下水道使用料で賄えているかを表す指標であり、100%以上であることが求められます。下回る場合には、汚水引き受けによる対価のお金より、汚水処理に要するお金の方が高い（原価割れ）ということになります。

9 減価償却費と長期前受金戻入

(1) 減価償却費とは？

減価償却費とは、時間の経過により**建物や下水道管などの「資産」の価値が減少**した分に相当する金額を、費用として計上するものです。



たとえば、110万円買った車を5年後に売ろうとしたときに、110万円で売ることはできません。こういった「資産」の現在価値を正確に把握するために、価値の減少分を費用として計上することが必要となります。この手続きを「減価償却」と言い、その手続きによって計上される費用のことを「減価償却費」と言います。

減価償却費は「資産価値の減少分」ですので、費用に計上しても実際に現金が出ていっているわけではありません。そのため、減価償却費は企業内部に留保している資金（貯金）として扱われます。

10 用語集

あ行

【一般会計繰入金】

地方公営企業法第 17 条の 2 の「経費負担の原則」の規定に基づき、下水道使用料を充てることが適当でない経費等について、一般会計から下水道事業会計に繰り入れるもの。

毎年、総務省より示される繰出基準によるもの（＝基準内）と、それ以外の政策的経費によるもの（＝基準外）とに分類される。

【一般会計繰入基準】

一般会計が負担すべき経費の算定基準。

毎年 4 月に総務省から通知が出され、この基準に基づく繰入金は、基準内繰入金とされる。

【営業収益】

主たる営業活動から生じる収益。

給水収益、他会計負担金等が計上される。

【営業外収益】

預貯金などから生じる受取利息など、金融財務活動その他主たる営業活動以外の原因から生じる収益。

その他、他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益が計上される。

【営業費用】

主たる営業活動のために生じる費用。

管渠費、処理場費、総係費、減価償却費、資産減耗費、その他営業費用が計上される。

【営業外費用】

企業債の支払利息などの金融財務活動に伴う費用及び事業の経営活動以外の活動によって生じる費用。

【汚水処理原価】

1 m³の汚水を処理するために必要な費用。

下記の計算式によって算出される。

$$\text{汚水原価} = \{ \text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附带事業費} + \text{長期前受金戻入}) \} \div \text{年間有収水量}$$

【汚水処理単価】

有収水量 1 m³あたりの収益。

下記計算式によって算出される。

$$\text{汚水処理収益} \div \text{年間有収水量}$$

か行

【貸倒引当金】

直近 3 カ年における不納欠損率の平均値を元に、下水道使用料の未収金のうち、回収することが困難と見込まれる額を見積もり、計上するもの。

【官公庁会計方式】（＝一般会計）

地方公営企業法の非適用事業における会計方式をいう。資産、負債及び資本の概念がなく、現金主義による単式簿記で経理される。

【管渠費】

下水道管や汚水の送水に要する経費。汚水ポンプの動力費、ポンプ室の通信費、マンホール修繕費などが計上される。

【期間損益計算】

1 事業年度という期間における事業の収益と費用を把握して計算し、経営成績を明らかにすること。

【起債】

企業債を発行すること。

【企業債】

地方公共団体が、地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるために発行する地方債のこと。

地方公営企業法の適用事業において用いられる用語で、非適用事業の場合には「地方債」が用いられる。

【減債積立金】

企業債の償還に充てるための積立金。

毎事業年度生じた利益（未処分利益剰余金）を、条例の規定により積み立てることができる。

【建設改良積立金】

下水道施設の建設改良に充てるための積立金。

毎事業年度生じた利益（未処分利益剰余金）を、条例の規定により積み立てることができる。

白馬村下水道事業では、令和4年度決算時点で約4千万円を積み立てている。

【固定資産】

資産のうち、通常の営業循環内になく、1年以内に現金化されないもの。

【固定負債】

負債のうち、償還期限が1年以降に到来するもの。

さ行

【資産維持費】

将来の更新需要が新設当時と比較し、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築計画に基づいて算定するもの。

【資本金】

企業の総資産額から総負債額を差し引いた残額であり、後日、企業外部に支払うべき額を差し引いた企業自身に帰属する財産の額を示すもの。企業の「正味財産高」ということができる。

固有資本金、繰入資本金、組入資本金に分類される。

【資本的収支】（=4条予算）

将来の経営活動に備えて行う建設改良及びそれに係る企業債償還金等の支出とその財源となる収入をいう。

支出の効果が翌事業年度以降に及び、将来の収益に対応するものである。

地方公営企業法施行規則別表5の予算書様式第4条に規定されていることから、「4条予算」という。

【収益的収支】 (= 3 条予算)

1 事業年度の企業の経営活動に伴い発生が予定されるすべての収益とそれに対応するすべての費用をいう。

地方公営企業法施行規則別表 5 の予算書様式第 3 条に規定されていることから、「3 条予算」という。

【処理場費】

浄化センターの運用に要する経費。

施設の修繕費や電気料、浄化センターの包括的業務委託料などが計上される。

【総係費】

事業活動全般に要する経費。

料金徴収に係る郵便料、印刷製本費、土地使用料、電算使用料などが計上される。

【損益計算書】

1 営業期間における企業の経営成績を明らかにする報告書。

1 営業期間内に得たすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載し、純損益とその発生由来を表示している。

バランスシート (B/S) に対して、P/L (Profit プロフィット&アンド Loss ロス Statement ステートメント) と呼ばれる。

た行

【貸借対照表】

年度末における企業の財政状態 (財産の残高) を明らかにする報告書。

年度末において企業が保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示している。

左側の「資産」と右側の「負債・資本」が同額でバランスしているため、バランスシート (B/S) と呼ばれる。

【耐用年数】

固定資産の取得価額を費用化する年数をいい、物理的な寿命を表したものではない。

有形固定資産、無形固定資産の耐用年数は、地方公営企業法施行規則別表第 2 号、第 3 号にそれぞれ規定されている。

【単式簿記】

1 つの経済活動について、「現金の減少 (変動)」という一つの側面 (= 単式) のみを記録する方法。

(例) 100 万円で物品を購入した場合、現金が 100 万円減少する。

【地方公営企業法】

地方自治法、地方財政法、地方公務員法の特別法として位置づけられる法律。

地方公営企業法に定めがない場合、これらの法律が適用される。

【特別損失】

事業の通常の経営に伴うものでなく、災害損失等のため、臨時かつ巨額の支出が必要とされるものや、その発生の事実が過去の年度に属すると考えられるもの。

主に、過年度分の下水道使用料の還付などが計上される。

【特別利益】

経常的な損益計算に算入されない臨時的な収入など。

な行

【内部留保資金】

企業内に留保してある資金で、補てん財源として使用される。

は行

【複式簿記】

1つの経済活動について、「物品の増加」と「現金の減少」という2つの側面（＝複式）から捉えて記録して、企業の経営成績や財政状況を正しく把握しようとする方法。

（例）100万円で物品を購入した場合、物品が増加するかわりに、現金が減少する。

【平準化債】

本費平準化債とは、下水道事業債の償還期間に生ずる元金償還費と原価償還費の差額について起債を認め、世代間の負担の公平を図るために資本費の一部を将来に繰り延べることができる制度です。

【補てん財源】

4条予算における不足額を賄うもの。消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、損益勘定留保資金（減価償却費、固定資産除却費）等で構成される。

ま行

【無形固定資産】

営業活動の基礎となるような財産的価値のある法律上又は事実上の権利のこと。

具体的には、借地権、地上権、特許権、施設利用権、電話加入権などが含まれ、有償で取得したものに限り、資産計上される。

や行

【有収水量】

下水道使用料の対象となる汚水の水量。

ら行

【利益積立金】

将来の欠損金に備えるための積立金。

毎事業年度生じた利益（未処分利益剰余金）を、条例の規定により積み立てることができる。

【流動資産】

現金預金、未収金などのように容易に現金化されるものであり、短期負債の償還に充てることができるもの。

【流動負債】

負債のうち、事業の通常取引において1年以内に償還しなければならない短期の債務。